

別紙標準様式(第7条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度 第1回 枚方市保健所運営協議会
開 催 日 時	令和7年8月5日(火曜日) 14時00分から15時30分まで
開 催 場 所	枚方市保健所 4階 健康講座室
出 席 者	会長：渡邊委員、副会長：長谷委員、上羽委員 委員：伊藤委員、岩田委員、大崎委員、大町委員、木村委員、甲田委員、白石委員、豊田委員、福間委員、古満委員、細野委員、百田委員、吉岡委員
欠 席 者	勝部委員、草川委員、津村委員、松田委員、森委員
案 件 名	1. 会長及び副会長の選任について 2. 枚方市保健所運営協議会の運営について 3. (1) 令和6年度における保健所の取組について (2) 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について 4. その他
提出された資料等の名 称	資料1. 枚方市保健所運営協議会委員名簿 資料2. 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋) 資料3. 令和6年度 年報(枚方市保健所) 資料4. 令和6年度の取組について (保健医療課・保健衛生課・保健予防課) 資料5. 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について 資料6. 今後の進め方について 参考資料1 枚方市保健所運営協議会条例 参考資料2 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)概要版 参考資料3 大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版) 参考資料4 枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画(現行)R4.6改定 参考資料5 枚方市感染症予防計画(現行)R6.3策定
決 定 事 項	○委員の互選により、会長に渡邊委員を、副会長に長谷委員及び上羽委員を選出した。 ○枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画改定にかかる諮問について、市議会報告後に改めて会長に正式に諮問することとした。

会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1人
所管部署 (事務局)	健康福祉部 保健所 保健医療課
審議内容	
<p>【事務局】</p> <p>定刻になりましたので、ただいまより令和7年度第1回枚方市保健所運営協議会を開催いたします。</p> <p>私は、事務局を担当しております、枚方市保健所副所長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、委員の出席状況について報告させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は16名で、枚方市保健所運営協議会条例の規定に基づき、本協議会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、白井保健所長から、一言、ご挨拶をさせていただきます。</p> <p>【白井所長】</p> <p>みなさん、こんにちは。本日暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。日頃より枚方市へのご協力、ご支援について改めてお礼申し上げたいと思います。</p> <p>本日は市長・副市長がご挨拶に伺えないとのことで、ご容赦いただきたいと思いますけれども、今年、移転をして新たにこの会場を使うような状況になっております。以前は築60年だったんですが、こちらも新しく見えますけれどももう築37年くらいですので。リニューアルしたといったところで再出発したと思っております。</p> <p>本日は案件が2つでございますけれども、従来の保健所の事業内容ということで取り組みについてお話させていただくことと、続きまして枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてということになっております。これは内閣府から新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されまして、各都道府県、市町村でそれぞれの立場を考えながら行動計画を作るようになりましたので、枚方市についても枚方市の行動計画を作るということになっております。</p> <p>今までコロナ対応優先で3年以上がたちまして、なかなか平常事業が戻らなかったということを私たちも実感しておりますし、改めて保健所がこのような危機に対する信頼を寄せさせていただくには、日頃からどのような役割であるかなども含めて今回このような報告とともにご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>どうぞ限られた時間ではございますけれども、皆さまのご意見をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。</p>	

【事務局】

本協議会の会長及び副会長が選任されますまでの間、事務局にて進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の協議会において、後ほど公開・非公開をご決定いただきますが、協議会の会議録の内容を正確に期すため、補助的に会議を録音させていただきたいと思っておりますのでご了承ください。

それでは、協議会の委員として、ご就任いただく皆様をご紹介させていただきますとともに、委嘱状をお渡ししたいと存じます。

本来でしたら、お一人ずつお渡しするべきところですが、時間の関係もございまして、お席に置かせていただいております。

現在、50音順にお座りいただいておりますので、座席の順番に紹介させていただきます。

【出席委員紹介】

次に、本日、出席しております本市職員を紹介させていただきます。

【出席職員紹介】

どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の資料でございます

【資料確認】

過不足等ございましたら、事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、「1 会長及び副会長の選任について」ですが、**参考資料1**の枚方市保健所運営協議会条例をご覧くださいませでしょうか。条例第6条第2項の規定により、本協議会の委員の皆様方の互選により、会長と副会長2名を選出いただいた後、正面の席にお座りいただき、議事進行をお願いしたいと思います。

会長・副会長の選出にあたりまして、委員の皆様から何かご意見等はございますでしょうか。

【岩田委員】

事務局として何か意見やお考えがあるのでしょうか。

【事務局】

まず、会長につきましては、本市において、長きにわたり市民の健康維持に関しさまざまな取り組みを続けてこられた枚方市医師会の渡邊委員に引き続きお願いしたいと考えております。

また、副会長につきましても、引き続き、枚方市歯科医師会からお越しいただいている長谷委員と、枚方市薬剤師会からお越しいただいている上羽委員にお願いしたいと考えております。皆さま、いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

ありがとうございます。それでは、ご賛同いただきましたので、渡邊委員に会長を、長谷委員及び上羽委員に副会長をお願いさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、渡邊会長、長谷副会長、上羽副会長、正面の席に移動をお願いします。それでは、これからの進行は、会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【渡邊会長】

会長に就任しました、枚方市医師会の渡邊です。どうぞよろしくお願ひいたします。この暑い中ですので、本当にすごい暑さになっていますので、皆さん、会議中であっても、体調が優れない方はすぐ出て行ってもらっても構いませんし、水分補給をしながら、自分の体調をまず優先にしながら会議を進めていきたいと思っておりますので、会議運営のご協力のほど、どうかよろしくお願ひいたします。

【長谷副会長】

枚方市歯科医師会の長谷でございます。副会長にご選任をいただきましてありがとうございます。渡邊会長の補佐をしっかりさせていただいて、本協議会の円滑な議事の進行に、協力して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【上羽副会長】

副会長に就かせていただきました、枚方市薬剤師会の上羽でございます。渡邊会長、長谷副会長を支えながら、真剣な、かつ活発な審議、意見交換ができますよう、努めて参ります。よろしくお願ひいたします。

【渡邊会長】

それでは、議題に入りたいと思っております。それでは、「2 枚方市保健所運営協議会の運営について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料2「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）」をご覧ください。本規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて、定めたものでございます。

第3条の網掛け部分ですが、本市では、原則として、会議は公開とするものとしておりま

すが、(1) から (3) のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨を定めております。

なお、第3条第2項におきまして、会議を非公開とする決定は、審議会においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、本協議会でご議論いただく内容については、各項いずれにも該当しませんので「公開」とすることが適切だと考えております。

次に、「会議録の作成について」でございますが、規程の第6条第4項にございますように、審議の経過が分かるよう、発言者及び発言内容を明確にして記録するものとされております。

これは、委員の皆様が発言内容について、全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。会議録につきましては、事務局で作成し、第6条のとおり会議終了後、概ね2月以内に作成・公開するものでございます。以上でございます。

【渡邊会長】

審議会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお伺いしたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。いかがでしょうか。少し補足いたしますと、議事録は2か月以内に各委員様にチェックしていただくということでございます。その後は、ホームページで公開を予定しております。

それでは、ご質問、ご意見等もないようですのでお諮りしたいと思います。本件について、審議会の会議は公開、会議録は会議の終了後、概ね2月以内に作成・公開することにご異議がないでしょうか。

<意義なしの声あり>

ありがとうございます。「異議なし」と認めさせていただきます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定致しました。

会議の公開は、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものです。傍聴人がおられましたら、お入りください

【事務局】

なお、本日、傍聴者は1名です。

【渡邊会長】

それでは、傍聴者も入場されましたので、「3 (1) 令和6年度における保健所の取組について」を議題とします。事務局から報告をお願いいたします。

【白井所長】

それでは、年報に沿って、私から報告させていただきます。資料3 令和6年度年報をお開きいただきまして、まずは1ページ・2ページの沿革ですが、これは令和5年度から変わっておりませんが、改めて、来年度は保健所移転の報告が加わります。

当初は昭和19年10月、大阪府保健所が最初にあったということになります。それから庁舎移転を何度か繰り返しまして、現在のこの場所は、昭和62年10月に、枚方市保健センターとして開設しております。これは平成6年の地域保健法以前に開設されているということですので、枚方市としては公衆衛生への取り組みが積極的になされているのではないかと、思いました。この枚方市保健所になりましたのが、平成26年4月です。枚方市が中核市に移行したことに伴い、保健所が大阪府から枚方市に移管されました。

次に3ページは、この保健所活動の指標です。どこの人口も減少しておるのですが、世帯数や出生数は昨年度より少し増えている、というのが枚方市の現状です。

次に5ページを見ていただきますと、枚方市保健所の体制は、保健医療課、保健衛生課、保健予防課となっております。保健予防課の事務分掌の中に、予防接種に関すること、が令和6年度に追加されました。

次に、6ページの現員表を見ていただきますと、正職員が70人から、会計年度職員も含めた77人となっております。過去につきましては、大阪府からの派遣職員を含めております。枚方市保健所が枚方市として設立されてから10年が経ちましたので、できるだけ独り立ちを求められているようなところになります。

次に、7ページですが、事務概要については、保健医療課、保健衛生課、と書いておりますけれども、保健医療課の方では、昨年度から移転の準備を本格的に進めており、条例改正を行いました。改めて担当から詳細を説明させていただきます。保健衛生課につきましては、特に新型コロナウイルス感染症のときには、なかなか保育所や調理施設の立ち入りができなかったのですが、令和6年度より再開しております。次に、8ページ真ん中に書いてありますけれども、市内5大学の健康イベントにおきまして、大学生に対し、鶏肉の生食についての啓発を行っております。牛や豚、ジビエはもとより法律的に禁止されておりますけれども、鶏の生食については特に法律では禁止されていませんが、カンピロバクターがかなり発生しておりますので、それについては、ぜひ、若い人たちに、分かっていたきたいので啓発しています。環境衛生につきましては、後ほど詳細をご説明申し上げますけれども、昨年度の調査におきまして、井戸水を使用しております市内17施設について、有機フッ化合物PFOS、PFOAの測定をしましたところ、相当量の超過がございました。すでに記者発表を行い公開しておりますけれども、これにつきましては、市の環境部や大阪府とも協力をして対策会議を実務レベルで行って、対応を考えております。次は9ページに書いてありますけれども、井戸水の飲料を控えることに関しての周知啓発について、今回は全ての井戸所有者の方々に個別訪問や通知を行いました。さらに校区コミュニティを通じ、回覧や広報誌を通じて、注意喚起をされております。試験・検査につきましては、ちょうどこの4階の西側と北側に、専用の試験・検査室を設置しております。移転後は機器の精度管理を行いながら、食中毒や食品の衛生管理等の検査ができるようになっております。狂犬病予防および動物愛護管理に関する事業としまして、猫の不妊手術

補助金の拡充は、それぞれ 5,000 円ずつアップしております。これは中核市間で比べますと、高レベルの増額補助金になっております。

9 ページの下の方から、保健予防課につきまして、令和 5 年度には、枚方市感染症予防計画を策定しており参考資料にも付けております。また、枚方市保健所健康危機対処計画の感染症編を作成しておりますが、こちらにも新型コロナ対応の経験を踏まえ、各自治体が計画を立てることになりました。実際はこの計画を作っただけではなく、個人防護服の着脱訓練など、保健所だけではなく、特に庁内保健師、子育て担当の母子保健や健康づくり担当など、全庁の保健師を対象とした研修を実施し、様々なことがおこりましたら全庁的に対応する、という備えとして、訓練を実施しております。

また、医療機関にご協力いただき、感染症関連の加算を受けている病院を起点としまして、枚方市感染症ネットワーク会議を立ち上げております。これにつきましても新型コロナの対応の教訓を活かし、医療機関だけではなく、高齢者の入所施設や介護関係の施設についての感染対策は、それぞれ個別対応だけではなかなか完結しないところもありますので、ネットワークをつくって、感染対策を充実させるというようなことになっております。

10 ページにて特にお伝えしておきたいのが、連携協定における感染症対策の啓発です。お配りしております「感染症のお薬について」というチラシにつきまして、市の薬剤師会と枚方市で塩野義製薬株式会社と覚書を締結しまして、薬剤耐性に関する啓発資料、AMR 対策と言われますが、それを市民啓発のツールとして使っております。この中では抗菌薬が風邪に効きますけれども、抗ウイルス剤はウイルスに関係するものであるとか、手洗いなど日頃から感染対策をしていただく、という取り組みになっております。次に難病対策につきましては、後ほど詳しくご説明を申し上げますけれども、難病患者の支援につきましては、訪問看護ステーションと連携しまして、難病の患者さんに限らず、災害時の個別支援計画や避難計画などを作る、という方向になっております。保健所では難病患者さんを中心に計画を作成し、搬送訓練なども取り組んだことをご紹介したいと思います。

次に 11・12 ページですが、特に保健医療課の総務担当になりますけれども、12 ページの実習生受入に関する事業および学習指導をしております。医学生や関西医科大学附属病院の臨床研修医に 1 か月来ていただきました。それから、看護師、保健師、管理栄養士の実習も行っており、内容は公衆衛生に関することで、保健所・保健センターの事業を計画的に見学や体験していただいております。

13 ページですが、件数はまだ横ばいで少ないですが、禁煙支援事業を行っております。健康増進法において、禁煙支援を保健所で実施することになっております。禁煙したいという方について補助金をお出ししておりますので、ぜひご紹介いただきたいと思います。

16 ページですが、医事監視指導について記載しております。立入検査というのは、病院と診療所を訪問し現場でいろいろ状況を見せていただくことです。病院は 24 病院あり、新規開設だけではなく放射線の器具を入れます、という数も含んでおります。また、有床診療所は少なくなりましたけれども、産婦人科など、順番に回って見せていただいております。

3 番目の医療従事者の届出状況は、2 年に一度、隔年で行われております。ご覧の通り、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産師、歯科衛生士、歯科技工士の方、2,400 人弱の方が保健所に届け出をしていただき、登録していただいております。オンラインによ

る届け出も進んでいきますし、保健所が移転したことで、少し便利が悪くなった方もいらっしゃるかもしれませんが、DXを活用していきたいと思います。ご覧の通り、枚方市保健所は結構多く受理していることをご理解いただきたいと思います。

19・20 ページには、医療相談の報告がございます。20 ページに掲載しております「ひらかた健康ホットライン 24」は委託により、医師、保健師、看護師などが 24 時間年中無休で対応し、枚方市民であれば、このホットラインにかけていただきましたら、枚方市内になくて、旅行中であっても、ちょっと海外は難しいかもしれませんが、ちゃんと対応していただける、という便利な電話になっております。相談件数としましては、年間 2 万 3,000 件くらいあり、活用していただきたいと思っております。

次に、保健衛生課は 25・26 ページに営業許可・監視指導を行っている施設である等が記載されております。食中毒について、令和 6 年度には、8 月と令和 7 年 3 月にありました。令和 7 年 3 月の食中毒につきましては、ノロウイルスの患者さんが 43 人報告され枚方市内だけではなく、他市に患者さんが及んだ状況になっております。

30 ページには、環境衛生についていろいろな届け出を受け管理指導をしております。枚方市にはホテルや旅館は少ないのですが、住宅宿泊事業、いわゆる民泊について少し届け出があり、17 件あるうち監視指導が 14 件ありました。これは近隣の方からの、観光客の方に関する心配などから申し出られることが多く、民泊などを住宅街に作られる場合には、周辺の方々と仲良くしてください、ということをお伝えしたい、ということです。

ご報告しておきたいこととして、35 ページですが、家庭用品試買試験検査実施結果について、検査は定期的実施しております、家庭用の繊維製品のうち衣類に関する違反があり、幼児の繊維製品（80センチサイズ等のトレーナーからホルマリンが検出）でした。1 回だけではなく何回か調べて本当にこの検出されていることを確認した上で、これを出荷させないよう指導をしました。今回はまれにはありますが、この事象がありました。

44 ページには、犬の登録とか、狂犬病予防接種の件数が真ん中のほうにございます。マイクロチップが増えておまして、鑑札の代わりにマイクロチップを登録し、犬に埋め込んでいただくということですが、迷い犬にはこれがあると便利であるとか、転居の際にこのマイクロチップ入れた犬が枚方市の方に移動された場合には、確認ができる、というようなシステムになっております。

45 ページは保健予防課の事業になります。5 類感染症の梅毒の 29 件、これは結核の報告がおおよそ 30 件ぐらいなので、梅毒と結核は毎年同じくらい発生報告といった状況です。大阪府でも梅毒が増加していますので、保健所でも検査をしております。泌尿器科だけでなく、皮膚科や内科においても梅毒は全数届出疾患になりますので、届出をお願いしたいと思っております。

46 ページには、感染症ネットワークで、病院の ICN の方々のご協力を得て、会議を開いたり研修を行っております。

47 ページには結核予防について、年間の新規発生が 30 件、70 歳以上の方が多いですが、まだまだ減っていかない病気ということがわかります。9 月後半には呼吸器疾患と結核の予防週間がありますので、そういった時に、年齢高い方々の検診を啓発しております。

48 ページは結核に関する接触者・健康診断実施状況です。先ほどの 30 人の新規患者さん

の周辺における接触者対応が 238 件ありました。新しい保健所にも、3階にレントゲン室がありますので、X線が使えますが、委託医療機関であるとか、それぞれの先生のところで確認していただければと思います。

50 ページにつきましては、先ほど梅毒の発生が目立っている、ということから性感染症予防につきましては、H I Vと梅毒とクラミジアについて、検査を受付しております。毎週火曜日の午前中に実施しておりますが、年間 50 回程、検査数は 300 件以上、陽性率もそれなりにあります。ここからの確定診断ではありませんので、陽性となった場合には医療機関に紹介し治療につないでおります。

52 ページは指定難病につきまして、対象が 338 疾患とかなり多いので表だけ載せており、この中で人工呼吸器をお使いの方についてはまたご報告させていただきます。

59 ページには、令和 6 年度から保健所への移管があり、予防接種についての接種数等を掲載しております。予防接種は医師会に委託させていただき、これだけの様々な予防接種をしていただいていますけれども、どんどん予防接種は増えますし、今まではどちらかというと母子・赤ちゃんの予防が主だったのですが、HPV ワクチン、高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルスワクチン、高齢者肺炎球菌、今年からは带状疱疹ワクチンも増え、年齢を問わず、ライフコースワクチンという対応になりますので、感染症対策として予防課で対応しています。

文字ばかりになりましたけれども、報告として申し上げましたので、また詳しいところは見ていただければと思います。

【渡邊会長】

ありがとうございました。ただいま報告がありました件について何かご意見ご質問はありますでしょうか。皆様大丈夫でしょうか。

僕の方から 2、3 点ほど。新型コロナの感染症に関してですが、今、映画で「フロントライン」という映画が上演されています。プリンセスダイヤモンド号の中の検証という形でして、ある程度真実に沿っている、という話もあります。それと合わせて、大阪府がやはりどうしても感染者数、死亡者数が東京に比べても多かったことについて、大阪府の中でそのことに関して、こういうところが悪かったとか、こういうことがあったとか、そういう振り返りとか総括とか、そういうことが今まであったんでしょうか。また、枚方市としては、他の市町村と比べてどんな感じだったかということをお教えいただけたらと思います。

【白井所長】

ご質問ありがとうございます。新型コロナ感染症におきましては、大阪府としては第 4 波までの状況と、それからオミクロンの対応について、大きな冊子にまとめをしております。死亡者が多かったのは第 4 波であり、高齢者のワクチンが十分に対応できなかった、というところと、入院医療機関の拡充が少し遅れたということが記載されています。

【渡邊会長】

はい、ありがとうございました。

【白井所長】

枚方市については、危機管理部局にこのような報告をしました、ということで振り返り等も行っております。

【渡邊会長】

ありがとうございます。

一説で、非常事態宣言の解除が、東京に比べて大阪が早すぎたと、経済的なこととか、万博も含めて、という意見もあったので、その辺の総括がされているかなと思って、ちょっとお聞きしました。ありがとうございました。それから乳児の衣服ホルマリンがかなり含まれているという話があったと思うんですが、そのことに関して製品としてはどこの国の製品とか、そういうことが出ているんでしょうか？

【安田保健衛生課長】

企画は日本でされたものだったのですが、製造自体は中国でされて輸入されてきたものでした。

【渡邊会長】

ありがとうございます。少し、そういった基準値が違うと思いますので、気をつけていきたいと思います。ありがとうございます。その他何かご意見ご質問あるでしょうか。

【長谷副会長】

保健所の取り組みということですので、質問させていただきたいんですけども、昨今コロナの影響もあって、大きな飲食店、食品を販売するような大手スーパーでもそうですが、多くの従事者がマスクやグローブの着用を徹底されている姿をよく見るんですが、その中ですごい気になっているのが、マスクはともかく、グローブの使い方です。ご本人はグローブされているんで、逆に関係なく触っているというようなシーンをよく見る。あくまでも自身の防護としての形のグローブの使用方法になっているのではないかと感じており、逆に、感染するような形が広がらないかと。僕は普段注意して見ているんですが、そういうことを市民の方から何か質問があったりとかはないのでしょうか。

【安田保健衛生課長】

市民から、そういった施設があるというような具体的なお申し出のようなものはないのですが、通常、飲食店等の監視指導に行くときに、手袋の着用方法について、しっかり手を洗浄消毒した上で、端の内側を触って着用するように、といったような指導は行っております。

【渡邊会長】

ありがとうございます。手袋を着用する方法が大事ですし、手袋を着用した後の消毒とか、そういったことも大事ですので、合わせてよろしくお願ひしたいと思ひます。その他何かご意見ご質問あるでしょうか。大丈夫でしょうか。

【渡邊会長】

続きまして、「保健所各課からの報告について」資料4にありますとおり、3つの報告が保健所各課から挙げられているようですので、最初に保健医療課より説明頂き、説明終了後、委員の皆様からご意見を頂きたいと思ひます。それでは説明をお願いします。

【保健医療課】

保健所からの報告について行いたいと思ひます。後ろから失礼いたします。保健所保健医療課課長代理の宮本と申します。

私から資料4保健所移転の説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。資料4右肩にあります、保健所移転について、という資料をお手元に置いていただければと思ひます。まず移転に至る経過から説明させていただきます。

旧保健所、築60年以上が経過をしており、大変老朽化が見られる建物でございました。古い上にスペースも狭く、業務が広がっていく中、業務スペースを確保することも難しい状況となっていたところです。その中で、枚方市駅周辺再整備にあたりまして、今、皆様においでいただいております新しい保健所、こちらは旧の保健センターになるんですけども、こちらを改修して移転することとなりました。次のスライドに移っていただけたらと思ひます。こちらに移転するにあたっての最初の目標といたしましては、こちらに記載しております内容を掲げておりました。市立ひらかた病院および三師会、医師会、歯科医師会、薬剤師会の拠点である枚方市医師会に隣接した立地を生かしまして、関係機関の皆様、団体の皆様との連携をより一層深めること、健康危機事象の発生時に関しましては、保健所内に枚方市保健医療調整本部を立ち上げまして、構成員である市立ひらかた病院や三師会と協力をさせていただき、保健医療活動に当たること、そしてDXの推進により、市民や事業者の皆様の利便性の向上を図るということを目指してまいりました。

次のページをご覧ください。こちらが新保健所の案内図となっております、今、皆さんが居ていただいているのは4階になりますが、順番に1階、2階とご紹介したいと思ひます。左手が1階、右が2階になっておりまして、動物管理室というのは次のページにございまして、こちらでは、保護等させていただきました動物のお世話をさせていただくお部屋となっております。写真左側にぬいぐるみの犬が2匹いるのですが、保護したと犬がいる場合はこちらにいて、職員の方で様子を見ながらお世話させていただくという部屋となっております。右側はもう少し小さいかごがあり、できる限りアットホームな環境で、動物のストレスにならないように、ということできまざまな工夫をしております。

新保健所案内図1階2階の方の2階には、保健衛生課が業務スペースを持っております。右奥にシャワールームがございまして、犬猫の保護等に出た際に汚れてしまったりした場合、職員が使えるような簡易なシャワールームを設置しております。

左肩に新保健所案内図、3階から4階と書いてあるものをお開きください。こちらは3階4階の案内図になっております。3階は、以前保健センターの時に検診のフロアになっておったところでして、保健医療課がありますところは、小さい部屋を全部取り払いまして、1つの大きなオープンスペースの事務室となっております。また、会議室を多く備えまして、相談室も4つ置かせていただいている状況になります。そして4階が現在、皆様がおられるところになりますが、こちらが健康講座室になります。先ほど白井所長のお話にもありましたとおり、L字の状況で検査室というものが置かれておる状況になります。1枚資料をめくっていただきますと、4階の検査室の写真となっております。生化学検査など、検査を同時に行えるような形で部屋を設定しております。

次の資料に移っていただきまして、新しい取り組みを3つご紹介させていただきたいと思えます。1つ目が、レイアウト変更への柔軟な対応が可能となるフリーアドレス制の採用です。健康危機事象発生時においては、保健所内に枚方市保健医療調整本部を立ち上げることとなりますので、フリーアドレスの什器等を設置しておくことで、必要とされる規模に基づいた対策本部を組み立てることが可能になります。写真左手はスペースの横にミーティングスペースを置いておりまして、ちょっとしたミーティングであるとか、作業ができるスペースを確保しております。

この奥に見えますロッカーは個人ロッカーでして、右手の写真を見ていただきますと、机の上に何も置かない、いわゆる机上が滑走路状態となり、机の上には電話だけが残っている状態となります。

この状況で帰宅するにあたり、個人の私物を収納する場所が必要となりますので、個人ロッカーに様々な個人の私物を置いて帰る、というフリーアドレス制を採用しておるところになります。

次のページですが、こちらは、DX推進において、キャッシュレス決済を採用しております。保健医療課における各種手続きに必要な費用、例えば薬局の開設に至るところの費用ですとか、衛生課であれば予防接種などの各種費用につきまして、現金ではなくキャッシュレス決済していただけるよう機器を設置しました。右手にありますキャッシュレス決済の機械は、いろいろなお店などでよく見られるものになるかなと思えます。

次に、最後のページになりますが、相談室が多く設置されております。保健所に来られる方のご相談というのは、精神保健相談や性感染症等の秘匿性の高い相談が非常に多く、また複数のグループの市民の方が来られることも考えられますので、同時に来所されましても、安心して個別に対応できる相談室の確保をさせていただいております。

【渡邊会長】

ありがとうございました。

保健所の移転について、この保健センター、僕が健診に行っている頃から、3階、4階はエアコンが効かないであるとか温度が高かったのですが、今日はエアコン効いていたので、ちょっと安心しております。先ほど言ったキャッシュレス決済の導入も、先日、利用させていただきましたが、どこでも使えるのだと思いながら、決済もうまく機能していますし、何よりも職員の方が使える事務室が2階・3階共に広がって、動線も良くて、入りやす

いですし、横にフリースペースがあってそこでいろんな相談や話をされているのがすごく良い光景と思って見ておりました。

何か皆様からご意見ご質問あるでしょうか。

【古満委員】

私も今日、初めて新しい保健所に来させてもらって、建物内を見てきたのですが、以前と比べてすごくスッキリしているのはフリーアドレスを採用されたということなのだと理解しました。

今回、業務改善や工夫された点があるのか、また移転された感想についてお伺いできればと思います。

【保健医療課】

まず一点目の業務改善について書類が見えないようになっておりますが、これは本市が全庁的にファイリングシステムという、文書管理方法を取り入れております。移転に際してその制度を導入したことによりまして、ローキャビネットに文書が入るようになりました。また、保健センターの頃から窓が多い建物になりますので、背の高いロッカーが置けないという事情もあり、移転時に持参する文書を整理させていただいたのと、ファイリングシステムを活用させていただいたことにより、良い執務環境になっていると思います。もう一点、移転した感想について、これは私見になり申し訳ないのですが、非常に広がったことによって、ゆとりを持って仕事ができているのではないかなと思います。

【渡邊会長】

ありがとうございます。

その他何かありますでしょうか。実際、僕らも会議の時にも、紙書類は最近なくて、タブレットをもらってタブレットで中に資料が入っていて、っていう形でやらせてもらうことも結構増えていまして、ここに来てからは、前の時もありましたがそういう形になっています。なので、どんどんそういうDX化が進んでいくかなと思います。ただ、年寄りですので、タブレットの大きさがもうちょっと大きければ嬉しいなとか思ったりもします。文字自体は見にくいので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして、保健衛生課より「専用水道等におけるPFOS・PFOAへの対応について」説明をお願いします。

【保健衛生課】

保健衛生課からは、「専用水道等におけるPFOS・PFOAへの対応について」、ご説明させていただきます。

本日は「1 専用水道、PFOS・PFOAとは、2 専用水道への保健所の指導状況、3 市内地下水の水質調査と家庭用井戸への周知啓発の状況について」ご説明させていただきます。まず、専用水道とは水道法に規定された水道の一種で、寄宿舍、社宅、療養所等における

自家用の水道で(1)居住者 101 人以上に給水するもの、又は (2) 1 日最大給水量 20m³ 以上のものになります。写真は井戸水を水源とする専用水道のプラントです。井戸水のろ過・消毒を行い、貯水槽から給水するものです。設置者には、維持管理のため①水道技術管理者の任命②水質検査③施設の定期的な点検、清潔保持、給水の塩素消毒等が義務付けられています。設置者からの報告や立入検査で保健所が水質基準の不適合またはそのおそれがあることを把握した場合には、設置者に改善を指導します。枚方市内の専用水道設置数は、水源が井戸水のみのもものが 1 件、井戸水・水道局供給水併用のもものが 16 件、水道局供給水のみのもものが 16 件の合計 33 件です。用途は、共同住宅、病院、事業場、学校などとなっています。

PFOS・PFOAは人工的に作られた有機フッ素化合物PFASの一種です。撥水性と撥油性を併せ持つ性質を有していることから、かつて幅広い用途で使用されてきました。具体的には、泡消火剤、半導体、金属メッキなどに使用されてきました。PFOSは2010年(平成22年)4月以降、PFOAは2021年(令和3年)10月以降、原則として製造・輸入・使用が禁止されています。PFOS・PFOAは、化学的に安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には河川等に移行しやすく、また難分解性のため、長期的に環境に残留すると考えられています。2020年(令和2年)4月に水道水、飲用井戸の暫定目標値として、2020年(令和2年)5月環境中の水(河川、地下水)暫定指針値として、共に、50ng/L以下の基準が設定されています。PFOS・PFOAの健康への影響については「動物実験では、肝臓の機能や仔動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されています。また、人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されているが、現時点では、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては十分な知見はありません。」とされています。内閣府食品安全委員会は、令和6年6月に安全性評価を実施し、結果を公表しました。その結果として、PFOS、PFOAともに、一生摂取しても健康影響がないとされる耐容一日摂取量(TDI)を20ng/kg体重/日と設定しました。

評価書において、食品安全委員会は「現時点の情報は不足しているものの、通常の一般的な国民の食生活(飲水を含む)から食品を通じて摂取される程度のPFOS及びPFOAによっては、著しい健康影響が生じる状況にはない。」としています。令和6年(2024年)5月に国土交通省・環境省から、水道施設における検出状況を把握することを目的として都道府県等に対して調査協力の依頼がありました。これをうけて、保健所から市内の井戸水を水源とする専用水道17施設に対し、PFOS・PFOAの濃度把握を依頼しました。依頼の結果、井戸水を水源とする専用水道全17施設中、4施設において、浄化前の井戸原水から暫定指針値超過の報告がありました。最小は59ng/L、最大は126ng/Lでした。なお、いずれも健康被害の報告はありません。暫定目標値超過判明した4施設に対して、保健所は直ちに指導を行いました。指導の内容は、暫定目標値超過した水を飲用しないこと、水道局給水の混合割合変更することにより希釈等の低減対策を講じること、低減対策措置後水質検査により目標値以下を確認するまで、井戸水処理水の供給を停止し、水道局供給水100%で給水すること、などです。保健所の指導を受けて、各施設は、直ちに井戸水処理水の供給を停止し、飲用水を全量市水道局供給水等に切替え、活性炭、RO膜処理等による

低減対策措置を行い、水質検査で目標値以下を保健所が確認後、井水処理水の給水を再開、井水処理水の定期的な水質検査実施による水質確認、などの対応を実施しました。4施設の専用水道で暫定指針値超過し、市域内に汚染が散在する可能性があったことから、市内の地下水の水質状況を把握するため、市環境部と連携し、市内を約2km四方17区域に区分し、工業用含む井戸水の水質調査を実施しました。

その結果、17区域中、11区域で地下水の暫定指針値(50ng/L)を超えて検出がありました。最小は65ng/L最大は290ng/Lでした。また、市環境部において、暫定指針値超過地域の工場及び事業場の調査を実施しましたが、製造や使用の履歴は確認できなかったことから、原因となりうる工場及び事業場は確認されませんでした。(今後は)必要に応じて井戸の調査を実施するほか、水道水源である淀川へ注ぎ込んでいる市内河川の検出動向を把握することとしています。本調査の結果については、令和7年(2025年)3月13日に枚方市ホームページに公表しました。一部新聞にも掲載されました。次に、家庭用井戸への周知啓発についてです。家庭用井戸は比較的浅く周辺環境の影響を受けて汚染の恐れがあるため、これまでも飲用には市水道水を利用するよう周知啓発を行ってきました。今回、市内の地下水において暫定目標値の超過がみられたことから、改めて、井戸水は飲用を控えるよう注意喚起を行いました。方法としては、把握している井戸所有者(災害時協力井戸等)に対し、訪問または郵送によって、チラシで周知を行いました。また、全ての校区コミュニティ協議会にチラシの回覧・掲示を依頼しました。さらに、市広報誌にも記事を掲載し、周知啓発を行いました。参考として、枚方市水道水については、3か月ごとに、枚方市水道水のPFOS・PFOAの水質検査を実施しています。直近の令和7年5月の測定結果は7ng/Lでした。これまでの測定結果も、暫定目標値(50ng/L)を十分下回っている状況です。今後の対応についてですが、令和8年4月より、PFOS・PFOAが水質基準化されます。暫定目標値と同じ50ng/L以下で、体重50Kgの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されています。これを受けて今後保健所の対応として、井戸水を原水とする専用水道だけでなく、水道局供給水のみを水源とする専用水道についても、水質検査が義務付けられることから、検査計画等について、適切に準備を行うよう指導啓発を行います。目標値を超過した専用水道に対しては、今後も水質基準が遵守されるよう継続して監視指導を実施します。家庭用井戸については、飲用を控えるよう、継続して周知啓発を行います。保健衛生課からは以上です。

【渡邊会長】

ありがとうございました。只今の「専用水道等におけるPFOS・PFOAへの対応について」何かご意見、ご質問あるでしょうか。せっかく関西医大から公衆衛生の専門家として甲田先生がおられますので、何かコメントいただけたらありがたいと思います。

【甲田委員】

暫定の基準値が出されていると思うのですが、その値が50ng/L、人が1日に摂取する水の量が2L、多くが食品中というものもありますが、例えば50ng/LのPFOAがあったとし

でも内閣府の食品安全委員会の食品健康栄養評価で耐容1日摂取量というものがありまして、その評価からみると高い濃度とは言えないということです。

今の暫定の値ということ踏まえると、枚方市保健所の対応はこれでいいのかなというふうに考えております。

ただ、井戸の検査を17区域に26件、新聞にも載っていますが、やはりその126ng/Lの所もありましたので、継続して検査をしていく必要があるかなと思いますし、井戸がどのくらいあるのかということで、PFOS・PFOAが市内で5か所、17地域ある状態で17区域を見ますと、ここに集中してあるというよりも、まんべんなくあるような様子もみられますので、そのへんどうなのかなというところも知りたい。

あと井戸だけでなく河川の濃度も調べていただけたらいいなという感想を持っています。

【渡邊会長】

ありがとうございます。その他何かご意見・ご質問ありますでしょうか。

おそらく元々消火器倉庫からきているものだったと思うので空港あたりとか危ないという話も聞きました。

あともう一つ余談ですが、この間北陸新幹線の経路の話をしたときに、交野市長が「うちの水道は河川でなく井戸から取水しているの地下を掘るのは困る」という話をしていたんですけども、交野市のPFOS・PFOAの状況は聞いておられますか。

【保健衛生課安田課長】

周辺の地区においては同じような数値で検出しているところがあるという風には聞いております。

検出についてですが、まず河川につきましては以前から行っている検査を継続してPFOS・PFOAの検出の実態把握していくことを予定しております。

その他検出される地域につきましては「どの地域で」というのは以前から言われていることではあるのですが、保健衛生課としては設置されている専用水道等の水質を計画的に確認していくというやり方で人が飲んでる水の安全確保を行っていきます。

【渡邊会長】

ありがとうございます。その他何かご意見・ご質問ありますでしょうか。

では続きまして、保健予防課より、「難病患者さんへの災害時支援の取り組みについて」説明をお願いします。

【保健予防課】

枚方市保健所 保健予防課の板東と申します。

本日は、難病係が実施しています「難病患者さんへの災害時支援の取り組みについて」報告させていただきます。まるっと子どもセンターと保健予防課では、人工呼吸器など常時電源を必要とする医療機器を使用している方を対象に、「災害時要援護者リスト」を作成し、管理をしています。

A区分はおおむね1日中人工呼吸器を装着、B区分は気管切開をし常時吸引をしている方です。現在合計52名を管理しています。「災害時要援護者リスト」に登録をしている患者さんについては、訪問看護ステーションと連携し、「災害時個別支援計画」を作成しています。

災害時個別支援計画では、自宅のハザードマップを確認し、どのような災害リスクがあるか、立退き避難が必要な際には、どこにどうやって避難するのか、どれくらいの電源を確保できているのか、などを共有しています。また、計画の作成にあわせ、停電時の対応などについて、災害訓練も実施しています。

実際に訪問して、家族と関係機関で話し合いをしているところです。右側は、停電時に、電気を使わない足踏み式の吸引器を家族に体験してもらっています。こちらも災害訓練の様子で、左側は、患者さんが持っておられる、ガスボンベ式の簡易発電機の使い方を確認しているところです。ガスボンベ2本でおよそ1,000ワットの電力を、1～2時間供給が可能で、右側の写真は、呼吸器が故障、停電で動かなくなった場合に備え、訪問看護師さんが、アンビューバックの手技を確認しているところです。エクスハロメーターという機械を使って、アンビューを押し強さを確認しています。災害時支援の取り組みを進めている中で、マンションの2階以上に居住する人工呼吸器使用者について、停電でエレベーターが使用できない場合、どこに、どうやって、誰が搬送するのか、ということが課題でした。そこで、令和6年度は、患者家族や関係機関と搬送訓練に取り組むこととなりました。まず、搬送訓練に先立って、安全に搬送するためのスキルを身に着けるため、訪問看護ステーションと市の職員を対象に、枚方寝屋川消防組合に講師に来ていただき、研修を実施しました。左側の写真は、人工呼吸器使用者を簡易担架で搬送する方法を教えてください、右側は、実際に練習しているところです。研修の後は、個別の患者さん宅で搬送訓練を実施しました。令和6年度は3事例の方で実施しました。実際の事例の紹介はスライドのとおりです。訓練については、何より安全に行うことを第一に考え、まず、患者さんを搬送する前に、関係機関の職員が患者役になって、搬送の手順を確認しました。また、訪問看護師さんやリハビリ専門職の方、簡易担架の業者さん、ヘルパーさんなど、様々な関係機関のご協力のもと、安全に実施することができました。この方については、4人で搬送を行いましたが、人工呼吸器を鞆に入れ肩にかけることができれば、最小3人で搬送することが可能と考えられました。左側の写真：患者の下に簡易担架を敷きこんでいるところです。人工呼吸器の加温加湿器を人工鼻につけかえたり、首を保護するネックカラーを装着したり、両手が落ちないように、ズボンにはさみこんだり、訪問看護師さんやリハビリ職の方が中心になって準備をしています。真ん中の写真：玄関へ移動右側の写真：実際に外階段をおろしています。実施後の参加者の反応です。患者さん本人からは、特に不具合なく、「安心感があった」の感想もあり、私たちもほっとしたところです。また、令和6年度は3人の方の搬送訓練を実施しましたが、この訓練を機に、2人の方が障害福祉サービスの入浴担架の給付申請をされるなど、災害対応に熱心に取り組まれました。

まとめと課題です。1点目、この災害時支援は、患者家族にとって最も身近な支援者である訪問看護ステーションとの連携により実施しており、患者家族の安心感と自助力を高めることにつながっています。

2点目、立退き避難が必要になった際には、市の指定する避難所への避難は難しく、病院への避難が必要になります。そのためにも、ふだんからレスパイト入院を経験しておくことで、災害時の受け入れがしやすくなると考えられます。保健所では、人工呼吸器使用者等を対象に、レスパイト入院に係る個室代や介護タクシーの費用などの助成事業を実施していますので、利用にあたっての支援を進めていきたいと考えています。3点目、多くの方が自宅避難の継続を希望しており、非常電源の確保も図っておられますが、24時間を超える停電には対応は困難な状況です。そのため、地域の充電支援の体制が必要であり、引き続き、病院や企業への協力をお願いしていきたいと考えています。

【渡邊会長】

ありがとうございました。説明がありました「難病患者さんへの災害時支援の取り組みについて」何かご意見・ご質問あるでしょうか。

災害時支援のスキルアップ研修とかもさせてもらっているの、枚方寝屋川消防局の伊藤消防長にご意見いただけたらと思いますので、お願いします。

【伊藤委員】

枚方寝屋川消防組合の伊藤です。

昨年、災害時支援の特殊搬送訓練を実施しました。難病患者さんは、台風や地震などライフラインにトラブルが発生した場合、やむをえず避難が必要な場合があります。

緊急性のある場合は消防の救急車を要請していただきたいと思いますが、そうでない場合は訪問看護ステーションのスタッフの方の協力や、民間の救急車の活用が必要になるかと思います。

また災害時は搬入先の確保も必要になってきます。患者さんがスムーズに避難できるよう、レスパイト入院も非常に有効であることから、支援制度の更なる見直しも重要であると考えます。

【渡邊会長】

ありがとうございます。レスパイトは大事かなと思います。その他ご意見・ご質問あるでしょうか。

【渡邊会長】

それでは、3(2)「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」を議題とします。

議題に入る前に、事務局より説明があるとのことですので、ご説明をお願いします。

【健康福祉政策課】

本協議会への諮問についてご説明させていただきます。

案件3(2)「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定」にかかる諮問につきまして、本来であれば、本日市長より本協議会へ諮問を行い、本協議会にて諮問をお受けいた

だいたいのち、調査審議いただくものとなりますが、本計画の改定にかかる市議会への報告が、8月27日を予定していることから、市議会への報告終了後に、改めて会長に正式に諮問をさせていただきたいと考えております。つきましては、本日は、計画の趣旨や審議体制等についてのご説明のみさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【渡邊会長】

ただいま、ご説明がありましたように、枚方市が市議会に「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」の報告を行った後、本協議会へ正式に諮問されるとのことです。後日改めて、諮問書を私の方でお受けしたいと思っておりますので、委員の皆様は、ご了承くださいませようよろしくお願いします。

それでは、「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」、この計画の趣旨や審議体制等について、改めて事務局から説明を受けたいと思っております。

それでは、事務局、お願いします。

【健康福祉政策課】

それでは、「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」ご説明させていただきます。

資料5をご覧ください。まず1. 計画改定の背景・目的及び効果でございます。平成25年4月、国は、新型インフルエンザ等が国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」いわゆる「特措法」を施行するとともに、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、地方公共団体や事業者等が連携・協力し、発生段階に応じて行動できるようにするための指針として、以降「政府行動計画」と言いますが、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定しました。その後、令和元年12月以降、全世界にパンデミックを引き起こした「新型コロナウイルス感染症」の対応経験を踏まえ、国は令和6年7月に「政府行動計画」を抜本的に改定しました。

本市においても、平成25年11月に特措法第8条の規定による「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、社会・経済活動が大きく制限され、市民の生活は一変し、この時の経験を踏まえ、中長期的に感染拡大と終息を繰り返す感染症を含め、幅広い呼吸器感染症に対応できるように、今般、本行動計画を改定するものでございます。

次に、2. 本計画の内容についてご説明いたします。

「(1) 計画の趣旨」でございますが、今般の改定は、平時の備え不足やウイルス変異等による複数の流行波への対応など新型コロナウイルスへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症にも対応し、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」や「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となること」を目的として定める計画となります。

なお、改定にあたりましては、国が策定する「政府行動計画」及び令和7年3月に大阪府が策定した「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」、本市が令和6年3月に策定した「枚方市感染症予防計画」との整合性を図るとともに、国から示されている「市町村行動計画作成の手引き」に基づき作成いたします。国・府等の各計画との関連性は、3ページにて図示しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。また、「行動計画」と「予防計画」の違いとしましては、「行動計画」が平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した医療の分野を超えた市民生活や経済活動の安定に関する措置等を含む行動指針であるのに対しまして、「予防計画」は感染症予防対策の実施に関する基本的な方針となっており、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を根拠として策定している計画となっております。次に4ページ「(2) 計画期間」でございますが、令和8年度から令和13年度までの6年間としておりますが、国の「政府行動計画」では概ね6年ごとに改定について必要な検討を行うとされているため、国の改定時期に合わせて次期計画を改定することとします。次に「(3) 計画の主な内容」でございますが、特措法第8条第2項において、市町村行動計画では、おおむね次に掲げる事項を定めるものとされています。1つ目に、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、2つ目に、市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項といたしまして、①新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供、②住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置、③生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置となります。3つ目が、新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項、4つ目が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項、最後、5つ目が、前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項となっております。続きまして、3. 計画審議体制でございます。本計画は、感染症に関する医学的知見だけでなく、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制する観点からも、医療関係者のほか、警察や消防、商工、学校、健康・福祉の関係者が広く参画する「枚方市保健所運営協議会」に諮問し、調査審議にあたっていただき、答申をいただくこととします。

また、枚方市健康推進本部の部会につきましては、感染症予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画は、相互に整合性を図る必要があることから、令和5年度に「枚方市感染症予防計画」を策定する際に設置した「感染症対策部会」の担当事務を朱書きのとおり変更し、また、構成員についても、朱書きの部署を追加のうえ、本部会にご意見をいただきます。次に6ページ「4. 今後のスケジュール」についてご説明いたします。8月27日に市民福祉委員協議会へ行動計画を改定することの説明を行い、保健所運営協議会に計画改定に関して諮問を行います。その後は、10月と来年1月に会議の開催を予定しておりますが、今後の会議の進め方等、詳細なスケジュールは、案件4にて、ご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

【渡邊会長】

ただいま、ご説明がありましたように、新型コロナウイルス感染症の対応経験を踏まえ、令和6年7月に国の政府行動計画が抜本的に改定され、大阪府においても令和7年3月に府行動計画が改定されたことから、枚方市においてもこの時の経験を踏まえ、本行動計画を改定することです。

本件について、ご意見、ご質問などがございましたら、お願いします。

<意見なし>

【渡邊会長】

それでは、4. その他について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

今後の会議の進め方について説明させていただきます。お手元の資料6をご覧ください。保健所運営協議会で審議いただいた内容をもって、10月中旬に健康推進本部会議で計画の素案を作成し、第2回保健所運営協議会を開催、素案を審議いただきます。11月下旬に市議会へ報告後、12月中旬に計画素案に対して、市民へ意見聴取を実施、1月に、第3回保健所運営協議会を開催、協議会からの答申をうけ、2月上旬に計画案を作成、市議会へ説明の上、「枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定する予定です。つきましては、第2回・第3回の日程調整につきまして、お手元にある、「令和7年度枚方市保健所運営協議会の日程調整」をご覧ください、出席できない日に×をご記入いただき、8月14日（木）までに健康福祉政策課宛にご提出の程よろしくをお願いします。

説明は、以上です。

【渡邊会長】

ただいま説明がありました「今後の進め方について」ご意見・ご質問などがありましたらお願いします。

<意見なし>

【渡邊会長】

そろそろ時間となりました。

時間の都合もごございますので、ほかにも意見やご質問がある場合は、後日、各委員から事務局へお伝えください。事務局は、その集約を行ったうえで、委員全員に報告し、情報の共有化を図っていただきたいと思います。そのほかに、連絡事項として、事務局から、何かございますか。

【事務局】

先ほど会長からもありましたように、質問事項やご不明な点などがございましたら、恐れ

入りますが、8月12日（火）までに、どのような様式でも結構ですので、メール等にて事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。メールアドレスは、お手元の封筒の下部に記載しております。また、本日の会議録につきましては、会議の冒頭でも申し上げたとおり、事務局で案を作成しましたら、会長のご承認をいただき、各委員にご確認いただいた後、決定したものをホームページで公開してまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

【渡邊会長】

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回枚方市保健所運営協議会を終了します。ありがとうございました。